エヌ・シティ西町会防犯カメラ管理及び運用基準

（趣旨）

第1条　この運用基準はクラブウエストに設置される防犯カメラについて、次項に定める設置目的を達成し、禁止事項を遵守するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

（設置目的、禁止事項）

第２条

（1）　防犯カメラは、けやき広場周辺の犯罪の抑止のために設置するものとする。

（2）　防犯カメラ及び記録された映像は、前項の目的以外に使用してはならない。

（設置者、管理責任者及び、操作取扱者）

第3条　防犯カメラの設置者はエヌ・シティ西町会とし、管理責任者及び操作取扱者を次のとおり置くものとする。

（1）　管理責任者はエヌ・シティ西町会会長とする。

（2）　操作取扱者はエヌ・シティ西町会副会長とする。

副会長２名のうち、１名はパスワード管理者、もう１名は操作全般を行う。

（設置場所及び設置台数）

第４条　防犯カメラ設置場所及び設置台数は、以下のとおりとする。

（1）　防犯カメラ　４台　八王子市別所 1-64-4

（2）　録画装置等　一式　八王子市別所 1-64-4

（防犯カメラの設置）

第５条　管理責任者は、防犯カメラの設置に関して次の措置を講じなければならない。

（1）　防犯カメラの設置に関して町会員の同意を得ていること。

（2）　防犯カメラ設置区域に、「防犯カメラ作動中」を記載したプレート等を設置すること。

（管理及び運用）

第６条　設置者（エヌ・シティ西町会）は、防犯カメラ、個人情報映像及び個人情報映像データを適正に管理及び運用するため、次の各号に掲げる事項を遵守する。

（1）　管理責任者は、防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用の責任者としてこれを適正に行わなければならない。

（2）　操作取扱者は、防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取り扱いを担当する。

（3）　操作取扱者は、管理責任者の指揮監督のもと以外で防犯カメラの操作及び映像の視聴を行ってはならない。

（4）　防犯カメラの操作及び映像の視聴は、管理責任者及び管理責任者の指揮監督下の操作取扱者以外の者が行うことはできない。但し、緊急であり、かつ、やむを得ない場合で、管理責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

（5）　管理責任者は、設置した防犯カメラ等について必要に応じ修繕等を行い、適正

な維持管理に努めるものとする。

（個人情報画像の適正な管理）

第７条　管理責任者は、次のとおり個人情報画像の適正な管理を行うものとする。

（1）　画像記録装置等の取り扱いに際しては、施錠の出来る場所に設置し、適正に管理する。

（2）　記録した画像を保存する場合、加工は行わないこと。

（3）　画像の保存期間は３カ月以内とし、期間経過後は、速やかに消去すること。

（4）　記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破砕や裁断等の物理的な処理を行うものとする。

（5）　画像の取り扱いは、管理責任者以外のものは行わないこと。

（6）　画像の外部持ち出しを、禁止すること。

（7）　画像等及びこれから知り得た個人情報をむやみに外部に漏らし、又は、不当に使用してはならない。設置者等でなくなった後も同様とする。

（画像の利用及び提供の制限）

第８条１、管理責任者は、第１条に規定する設置目的以外の為に画像を自ら利用し、又は他へ提供してはならない。但し、次の各号に該当するときは、その限りではない。

（1）　法令等に定めがある場合。

（2）　人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。

（3）　捜査機関から犯罪や事故捜査利用のために提供を求められた場合。

２、前項の規定により画像を提供した場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、利用目的、提供する画像の内容等を記録保存しておかなければならない。

（苦情等の対応）

第９条　防犯カメラ設置及び運用に対する苦情や問い合わせには、迅速かつ誠実に対応するものとする。

（その他）

第10条　この運用基準の改定等をするときはエヌ・シティ西町会役員会議で行う。

（附則）

この運用基準は、平成31年３月21日から施行する